

事 務 連 絡  
令和8年6月30日

(宛先別紙のとおり) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
厚生労働省健康・生活衛生局健康課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課  
こども家庭庁成育局総務課  
こども家庭庁支援局総務課  
環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室  
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

#### 今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策の推進について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection: ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つです。

これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が罹患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省は、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和7年厚生労働省告示第296号。以下「ARI指針」という。）を告示し、これに基づいて急性呼吸器感染症に関する総合的な対策を進めていくこととしました。ARI指針において、国は、施設等（学校、社会福祉施設等（高齢者、児童、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設、介護老人保健施設等をいう。）、医療機関等をいう。）での標準的な感染防止の手引を策定するこ

ととされていることを踏まえ、「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引」を策定しております。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けを5類感染症に変更して以降、夏に流行がみられており、今年も、全国の定点医療機関から報告される新規患者数の増加が見込まれます。夏には、新型コロナのほか、夏風邪の代表であるヘルパンギーナ、咽頭結膜熱、手足口病（※）などについても増加する傾向にあります。

（※）手足口病については、ARIに含まれないものの、例年夏に流行することからARIと併せて対策を推進するため、本事務連絡では「ARI等」として記載しています。

これに伴い、別添のとおり「令和8年度 今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策について」を取りまとめ、本対策に基づいて諸般の施策を実施していくこととし、併せて「令和8年度 急性呼吸器感染症（ARI）等への対策に関するQ&A」を作成しました。

加えて、今後、新型コロナウイルス感染症を始めとする急性呼吸器感染症等の患者が全国的に増加し、夏の間に着しい感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひっ迫を招くおそれがあることから、各都道府県において、感染拡大にも対応できる体制をあらかじめ備えるために御留意いただきたい内容を「今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」に整理いたしました。

については、これらについて、貴管内市区町村、関係機関及び関係団体に対する周知及び感染症対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、感染症対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要ですので、積極的な情報提供等に御協力ください。

なお、各別添に記載している事項は、これまで、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザを始めとする感染症対策等として取り組んでいただいている事項を、急性呼吸器感染症等対策等の考え方として、改めて整理したものです。今夏の対策に向けて、この機会に、これまでの取組を含め、改めて御確認をお願いいたします。

本件については、公益社団法人日本医師会宛へにも通知している旨申し添えます。

(宛先)

各都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部（局）  
各都道府県・指定都市・中核市 介護保険担当主管部（局）  
各都道府県・指定都市・中核市 障害保健福祉主管部（局）  
各都道府県・指定都市・中核市 児童福祉主管部（局）  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公私立大学事務局  
各国公私立高等専門学校事務局  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課